

みやぎ農産物直売所等省エネルギー推進支援事業費補助金

募集案内

農産物直売所、農漁家レストラン、農漁家民宿（以下「直売所等」という。）が電気料金高騰や物価高騰、災害にも強い持続可能な地域拠点としての体質強化を図るため、省電力機器等への更新に要する経費の一部を支援します。

補助金の概要

1. 対象者

次の（１）又は（２）の要件を満たすもの

（１） 地域の農林漁業者が生産した農林水産物の販売を目的として設置された施設を有する者、又は、運営する者。

なお、以下の①又は②の要件を満たす場合。

① 売上げの1/2以上が、農林漁業者が出品している產品である場合

② 売場面積の1/2以上が、農林漁業者が出品する產品を設置する場所である場合

（２） 農林漁業者等が運営する農漁家レストラン及び農漁家民宿

2. 対象経費

既存の電気機器等を省電力機器等へ更新するために必要な機械、機器等の購入費で、次に掲げる電気機器等の整備に係るもの。ただし、消費税や設置工事費等は対象外です。

（１） 冷凍・冷蔵庫、エアコン、LED照明等の電気機器

（２） その他知事が適当と認める省電力機器

◎いずれの機器も、令和6年2月29日（木）までに事業が完了（実績報告書提出まで）するものであること。

※故障等による稼働していない電力機器等の更新や農林水産物直売所、農漁家レストラン及び民宿を営業する部分以外と兼用している設備、市町村が所有する備品等の更新は、本事業の補助対象外です。

※他社等（申請者以外）が所有する機器の更新は認めません（申請者（対象者）は更新する機器の所有者でなければなりません）。

※（１）、（２）いずれも電力の消費抑制効果や有効性を確認の上、決定します。なお、予算を上回る申請があった場合は、抑制効果や有効性等が高い電気機器等の更新を優先的に採択します。

3. 補助率、補助上限額

補助対象経費の2/3以内、一者あたり3,000千円

募集期限及び提出方法

1. 募集期限

毎週の最終開庁日（最終締切：令和5年12月15日（金）の予定）

※予算上限に達した時点で通知なく募集を締め切ります（募集状況はHPに掲載）。

2. 提出方法

1の募集締切日までに、3.の提出書類一式を裏面に記載の提出先へ原則、電子メールにて提出願います。

なお、3.提出書類の（8）県納税証明書については、郵送で原本を提出してください。

3. 提出書類

（１） みやぎ農産物直売所等省エネルギー推進支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）

（２） みやぎ農産物直売所等省エネルギー推進支援事業 事業計画書（別紙1-1）

（３） コスト削減効果試算シート（別紙1-2）

（４） 暴力団排除に関する誓約書（別紙1-3）

（５） 定款又は規約等の写し（事業主体が法人及び団体の場合。個人の場合は不要）

（６） 直近3か年分の決算書（申告書）の写し

（７） 購入予定機械・機器の設置図、カタログ、参考見積書、利用計画書

（８） 県納税証明書（発行から3カ月以内で、すべての県税に未納がないもの）

※その他必要に応じて書類を追加で求める場合があります（その他知事が必要と認める書類）。

本事業の主な流れ



※：申請内容の確認のため、電話等によるヒアリングを行いますので、御承知願います。

その他

申請等についての詳細は、宮城県のホームページ(交付要綱等)で御確認ください(以下 URL、QR コード参照)。

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/korona/r5_syoene.html

＜提出先・本事業に関する問い合わせ先＞
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1
宮城県農政部農山漁村なりわい課
6次産業化支援班 担当：菊田
TEL：022-211-2242
FAX：022-211-2416
E-mail：nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp

